（機密性２）

令和７年における東京家庭裁判所の裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序等の定め

令和７年４月１１日

東 京 家 庭 裁 判 所

第1編　本　庁

第1章　裁判官の配置

第1条　裁判官の配置は、別紙第1の裁判官配置構成表のとおりとする。

第2章　裁判事務の分配

第1節　家　事　部

第2条　家事部事件のうち家事審判事件、家事調停事件及び人事訴訟関係事件については、別紙第2の家事部事件分配割合表（以下「事件分配割合表」という。）の事件の区分ごとに、同表に定める割合により、第1部から第6部までの各部に分配する。ただし、家事調停官である弁護士が手続代理人となっている事件については、その家事調停官に事件を指定する裁判官の属する部には分配しない。

なお、本節においては、第1部第1係、第2係及び第3係は部とみなす。

2　家事審判事件で、別に本庁家事部会議の議により即日処理の方式で処理することと定めたもの（以下「即日審判事件」という。）は、第1部から第5部までの各係の裁判官（ただし、第1部総括裁判官、第3部総括裁判官、第3部1Ａ係及び第3部1Ｂ係裁判官を除く。）が、即日審判事件担当裁判官当番表により1日ごとに担当する。

第3条　法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件は、第2部から第6部までの各部に均等に分配する。ただし、除斥及び忌避事件は、本案事件を担当する裁判官の属する部には分配しない。また、家事調停官についての除斥及び忌避事件は、その家事調停官に事件を指定する裁判官の属する部には分配しない。

2　共助事件は、遺産分割事件、寄与分事件及び特別の寄与事件に関するものは第5部に、財産管理事件については第1部第1係に、後見等関係事件に関するものは第1部第2係に、子の返還に関する事件に関するものは第1部第3係に、人事訴訟関係事件に関するものは第6部に、その他の事件に関する

ものは第２部から第４部までに、それぞれ事件分配割合表に定める割合により分配する。

３　強制執行に関する訴訟事件は、債務名義の作成された事件が、子の返還に関する事件に関するものは第１部第３係に、その他の事件であるときは第６部に分配する。

４　外国裁判所の家事事件における裁判について執行判決を求める訴訟事件は、第３部に分配する。

５　第１項の定めは、裁判所書記官、参与員、家庭裁判所調査官又は家事調停委員の除斥又は忌避の申立事件について準用する。

第４条　係属中の調停事件及び別表第二審判事件と当事者（法定代理人を含む。）の双方を同一にする調停事件及び別表第二審判事件を受理したときは、前記事件の係属している部（係属事件が複数あるときは、最も早く受理した部）に分配する。ただし、第５部には、同部から分配の要請があった事件を除き、分配しない。

２　前項に定めるもののほか、係属中の調停事件及び審判事件と関連する事件を受理したときは、前項を準用して分配する。

３　第１項本文の規定は、第１項に定める関連事件であることが分配された後に判明した場合に準用する。

４　前３項に定める場合を除き、事件が他の部に係属する事件と関連していることが判明したときは、関係する部の協議により分配替えすることができる。この場合、特段の事情がない限り、受理の遅い事件を分配替えするものとする。

５　事件の代理人である弁護士が、当該事件の係属する部の家事調停官である場合は、当該事件を、同事件の係属する部が第２部であるときは第３部に、第３部であるときは第４部に、第４部であるときは第２部に、それぞれ分配替えする。

6　前５項により、事件が分配された場合又は事件が他の部に分配替えされた場合には、本案事件に付随する事件を除き、事件分配割合表に区分された事件及び第３条の事件の区分に従い、その後に受理される同一区分の事件をもって、各部に対する事件の分配が事件分配割合表に定める割合になるよう調整する。

7　相続の承認又は放棄の期間の再度の伸長事件、期間伸長後の相続放棄申述事件及び限定承認申述事件並びに限定承認申述受理後の鑑定人の選任事件を受理したときは、当該被相続人の相続に関する期間伸長事件又は限定承認申述事件を処理した部に分配する。

8　同一の被相続人に関する相続放棄申述事件は、同一の部に分配する。

第５条　第２条第１項に定める事件は、事件分配割合表の事件の区分ごとに、関係する部の協議により定める事件の分配の順序に従い、分配する。

2　第３部総括裁判官は、当分の間、児童福祉法第２８条第１項事件、同条第２項ただし書事件、同法第３３条第５項事件、親権喪失事件、同取消事件、親権停止事件、同取消事件、管理権喪失事件、同取消事件及びこれらを基本事件とする保全処分事件について、担当しない（この間における配てん割合は、別紙第２の２とする。）。

3　児童虐待の防止等に関する法律第９条の３第１項の許可状に係る請求事件は、分配事件数を請求書ごとに１件（ただし、複数の請求書による場合であっても、同時に請求されたときについては、１件とみなす。）として、関係する部の協議により定める事件の分配順序に従い、第２部から第４部までの各部に分配する。

4　家事事件手続法第７８条に基づく審判の取消し又は変更事件を受理したときは、当該審判をした部に分配する。

5　別表第二調停事件について調停が不成立となり立件した審判事件は当該調停事件の係属した部に、別表第二審判事件を調停に付して立件した調停事件

は当該審判事件の係属した部に、それぞれ分配する。

6　履行確保に関する事件、間接強制申立事件及び子の引渡し・子の返還の強制執行申立事件は、当該義務を定めた調停・和解を成立させ又は審判・判決をした部に分配する。

第5条の2　特別養子縁組に関する事件について、養親となるべき者の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件（以下「第1段階の審判事件」という。）及び特別養子縁組の成立の審判事件（以下「第2段階の審判事件」という。）を受理したときは、いずれの事件も同一の部に分配する。

2　児童相談所長の申立てによる第1段階の審判事件を受理した後、養親となるべき者の申立てによる第2段階の審判事件を受理したときは、第2段階の審判事件は、第1段階の審判事件と同一の部に分配する。

第2節　少　年　部

第6条　少年事件については、別紙第3に定めるところに従い、第1部から第4部までの各部に分配し、又は当番の裁判官がその処理に当たる。

2　各部における事件の分配は、当該部において定める。

第7条　法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件は、第1部及び第2部に順次分配する。

第3節　共　通　事　項

第8条　合議体で審判又は審理及び裁判をする場合には、当該事件の分配を受けた部において合議体を構成して取り扱う。この場合において、当該部に所属する裁判官に差し支えがあり、又は当該職務を行うことができない事由のあることその他の理由により当該部の裁判官で合議体を構成することに差し支えがあるときは、その合議体の構成員について、家事部及び少年部の裁判官の協議により、他の部の裁判官が代理する。

第9条　差戻事件は、受理の順序に従い、原裁判をした部以外の部に分配する。ただし、家事部においては、遺産分割事件、寄与分事件及び特別の寄与事件の差戻事件は第5部に、財産管理事件の差戻事件は第1部第1係に、後見等

関係事件の差戻事件は第１部第２係に、人事訴訟関係事件の差戻事件は第６部に、渉外事件の差戻事件は第３部に、強制執行に関する訴訟事件の差戻事件は原裁判をした第１部第３係又は第６部に、その他の差戻事件は第２部から第４部までに、それぞれ分配する。

２　差戻事件の分配を受けた部に対しては、本庁家事部会議又は本庁少年部会議の議により、適宜差戻事件以外の事件の分配を減ずることができる。

第１０条　再審事件は、原裁判をした部に分配する。

第１１条　事件につき裁判官が回避し、又は裁判官に対する除斥若しくは忌避の申立てが理由があるとされたときは、当該事件は、新受事件に準じて分配替えする。

第１２条　年度の当初における事件の部に対する分配は、前年度において最後に分配を受けた部の次の部から行う。

第１３条　第２条及び第６条に定める事件の分配は、それぞれ本庁家事部会議又は本庁少年部会議の議によって変更することができる。

第１４条　事件の処理上必要があるときは、部に対する新受事件の分配を停止することができる。

２　前項の分配の停止は、当該部の申出（係の場合は、当該係の意見を聴いた上、その属する部の申出）により、本庁家事部会議又は本庁少年部会議の議によって行う。

分配停止後の新受事件の分配方法は、本庁家事部会議又は本庁少年部会議の議によって定める。

第３章　開　廷　日　割

第１５条　家事部の部及び係の開廷日割は、別紙第４のとおりとする。ただし、部又は係において必要と認めるときは、随時開廷することができる。

２　少年部の開廷日割は、随時とする。

第４章　裁判事務の代理

第１６条　特別の定めがある場合のほか、裁判官に差し支えがあるときは、当該裁判官の属する部の他の裁判官が協議により適宜代理する。

２　本庁家事部会議又は本庁少年部会議は、前項の定めにかかわらず、裁判官に差し支えのあるときの代理順序を定めることができる。

３　前２項の定めにより代理すべき裁判官を定めることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第２編　立川支部

第１７条　裁判官の配置は、別紙第５の１の裁判官配置構成表のとおりとする。

第１８条　家事事件及び人事訴訟関係事件は、家事部に分配する。

第１９条　少年事件は、少年部に分配する。

２　事件受理当日の少年に対する少年法第１７条第１項第２号の措置に係る事務（以下同号の措置に係る事務を「観護措置事務」という。）、裁判所の休日に同行状により同行された少年に対する観護措置事務、勾留に代わる観護措置の請求、刑事訴訟規則第２９９条第１項ただし書及び第２項による取調べ、処分又は令状の請求並びに引致状の請求の事件は、立川支部所属の裁判官（以下「支部裁判官」という。）の協議によって別に定める当番の裁判官が取り扱う。

３　少年法第１７条の２第１項の規定による異議申立ての事件及び少年審判規則第２４条の３第２項の同意決定又は不同意決定に対する準抗告申立ての事件で裁判所の休日に処理すべきものは、支部裁判官の協議によって別に定めるところにより合議体を構成して取り扱う。

第２０条　再審事件は、原裁判をした部に分配する。

第２１条　合議体で審判又は審理及び裁判をする場合には、家事事件及び人事訴訟関係事件並びに少年事件の区分に従い、家事部又は少年部において合議体を構成して取り扱う。この場合において、家事部又は少年部に所属する裁判官に差し支えがあり、又は当該職務を行うことができない事由があること

その他の理由により当該部の裁判官で合議体を構成することに差し支えがあるときは、その合議体の構成員につき所長又は支部長の指名する他の部の裁判官が代理する。

第２２条　家事部の係の開廷日割は、別紙第５の２のとおりとする。

２　少年部の開廷日割は、随時とする。

第２３条　第２１条後段に定める場合のほか、裁判官に差し支えがあるときは、当該裁判官の属する部の他の裁判官が協議により適宜これを代理する。

２　支部会議は、前項の定めにかかわらず、裁判官に差し支えのあるときの代理順序を定めることができる。

３　前２項の定めにより代理すべき裁判官を定めることができないときは、所長又は支部長の指名する裁判官がその代理をする。

第3編　　出　張　所

第２４条　出張所における裁判事務の分配及び開廷日割は、別紙第６のとおりとする。

２　前項の裁判官に差し支えがあるときその他の理由により、当該裁判官が出張所における当該裁判事務を行うことに差し支えがあるときは、当該裁判官の属する部の他の裁判官が協議により適宜代理する。

３　前項の定めにより代理すべき裁判官を定めることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第４編　　事件の回付等

第２５条　本庁、支部及び出張所の裁判官は、その担当事件が、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則又は家庭裁判所出張所設置規則の定めにおいて、他の本庁、支部又は出張所において取り扱うとされている場合には、当該担当事件を他の本庁、支部又は出張所に回付することができる。

２　本庁、支部及び出張所の裁判官は、その担当事件と関連する事件を担当する他の本庁、支部又は出張所の裁判官と協議し、その協議が整った場合には、

当該担当事件を他の本庁、支部又は出張所に回付することができる。

3　前項の規定によって回付を受けた事件は、関連する事件を担当する裁判官に分配する。

4　本庁及び支部の裁判官は、その担当事件を第１項及び第２項以外の理由により他の本庁又は支部において取り扱うのを相当とするときは、所長と協議し、その協議が整った場合には、当該担当事件を他の本庁又は支部に回付することができる。

5　出張所の裁判官は、その担当事件を本庁において取り扱うのを相当とするときは、第１項及び第２項の理由がない場合でも、当該担当事件を本庁に回付することができる。

第５編　司法行政事務の代理

第２６条　所長に差し支えがあるときは、別紙第７に定める裁判官がその順位に従って代理する。

2　支部長に差し支えがあるときは、別紙第８に定める裁判官がその順位に従って代理する。

3　部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、別紙第１及び別紙第５の１の代理順序欄記載の順序に従って当該部の事務を総括する裁判官の属する部の裁判官が代理する。

（別紙第１）

裁判官配置構成表

１　家事部

部	係	裁判官の配置		代理順序
第１部	第１係	総括判事	田口治美	
		（兼）判事	下澤良太	
		（兼）判事	内田めぐみ	
		（兼）判事	上田真史	
	第２係	判事	下澤良太	1
		判事	内田めぐみ	2
		判事	上田真史	3
	第３係	（兼）判事	村主幸子	
		（兼）判事	新宅孝昭	
		（兼）判事	磯崎優	
第２部		総括判事	神野泰一	
		判事	品川英基	1
		判事	藤倉徹也	2
		判事	佐々木清一	3
		（兼）判事	新宅孝昭	
		判事	北川瞬	4
		（兼）判事	磯崎優	
		判事	佐野尚也	5
		判事	田中佐和子	6
		判事補（特例）	足立瑞貴	
第３部		総括判事	村主幸子	
		判事	坂本浩志	1
		判事	中野達也	2
		判事	吉野内謙志	3
		判事	新宅孝昭	4
		判事	磯崎優	5
第４部		総括判事	鈴木義和	
		判事	劒持淳子	1
		判事	秋元健一	2
		判事	進藤壮一郎	3
		判事	森田淳	4
		判事	信夫絵里子	5
		（兼）判事	新宅孝昭	
		（兼）判事	磯崎優	
		判事補（特例）	葛西正成	6
第５部		総括判事	廣澤諭	
		判事	杉田薫	1
		判事	佐藤卓	2
		判事	梶山太郎	3
		判事	八木文美	
		判事補（特例）	小林遼平	4
第６部		総括判事	新田和憲	
		判事	菊池浩也	
		判事	浅香幹子	1
		判事	西村康夫	2
		判事	鈴木清志	3
		判事	大槻友紀	4
		判事補（特例）	川淵達也	5
		判事補（特例）	飯田真理子	6
		判事補（特例）	渡邉聖人	7

2 少年部

部	裁判官の配置		代理順序
第1部		総括判事 佐藤英彦	1
	(兼)	判事補(特例) 糸賀陸理	
		判事補 矢島佑一	
第2部	(兼)	総括判事 西野吾一	1
		判事補(特例) 山井翔平	
		判事補(特例) 糸賀陸理	
第3部		総括判事 西野吾一	1
	(兼)	判事補(特例) 山井翔平	
	(兼)	判事補(特例) 糸賀陸理	
	(兼)	判事補 矢島佑一	
第4部(交通)	(兼)	総括判事 佐藤英彦	1
	(兼)	判事補(特例) 山井翔平	
	(兼)	判事補(特例) 糸賀陸理	
	(兼)	判事補 矢島佑一	

（別紙第２）

家事部事件分配割合表

審判

部	係	財産管理	後見等関係事件	子の返還に関する事件	相続放棄・限定承認・期間伸長等	子の氏変更	保護者選任・順位変更、扶養義務者設定・取消	特別代理人選任	養子縁組許可	死後離縁許可	特別養子縁組の成立・同離縁	失踪宣告・同取消	戸籍訂正	就籍	性別の取扱いの変更
第1部	1	全													
第1部	2		全												
第1部	3			全											
第2部					1/3	5/14	2/5	2/5	2/5	2/5	2/5	2/5	2/5	2/5	1/3
第3部					1/3	4/14	1/5	1/5	1/5	1/5	1/5	1/5	1/5	1/5	1/3
第4部					1/3	5/14	2/5	2/5	2/5	2/5	2/5	2/5	2/5	2/5	1/3
第5部															
第6部															

審判（続き）

部	係	相続財産の保存に関する処分（民法897条の2）	遺言の確認	遺言書の検認	遺言執行者の選任・辞任許可・遺言執行者に対する報酬の付与	遺言執行者の解任	遺留分放棄許可	遺留分算定合意許可	児童福祉法28条1項・親権喪失・停止・管理権喪失・同取消	児童福祉法28条2項ただし書	児童福祉法33条5項	遺産分割・寄与分・遺産の分割の禁止・特別の寄与	その他の別表第二	子を巡る保全処分
第1部	1													
第1部	2													
第1部	3													
第2部		2/5	2/5	20/51	2/5	2/5	2/5	2/5	20/51	20/51	20/51		20/51	20/51
第3部		1/5	1/5	11/51	1/5	1/5	1/5	1/5	11/51	11/51	11/51		11/51	11/51
第4部		2/5	2/5	20/51	2/5	2/5	2/5	2/5	20/51	20/51	20/51		20/51	20/51
第5部												全		
第6部														

審判（続き）

部	係	渉外：養子縁組許可、特別養子縁組の成立・同離縁	渉外：児童福祉法28条1項・親権喪失・停止・管理権喪失・同取消	渉外：児童福祉法28条2項ただし書	渉外：児童福祉法33条5項	渉外：その他の別表第一	渉外：別表第二	その他
第1部	1							
第1部	2							
第1部	3							
第2部								20/51
第3部		全	全	全	全	全	全	11/51
第4部								20/51
第5部								
第6部								

調停／人事訴訟関係事件

部	係	調停：遺産分割・寄与分・遺産の分割の禁止・特別の寄与	調停：その他の別表第二	調停：即日調停・その他	調停：渉外	調停：その他	人事訴訟関係事件：人事訴訟事件	人事訴訟関係事件：損害賠償請求事件	人事訴訟関係事件：民事保全事件	人事訴訟関係事件：請求異議事件	人事訴訟関係事件：その他（保全異議等）
第1部	1										
第1部	2										
第1部	3			全							
第2部			20/51			20/51					
第3部			11/51		全	11/51					
第4部			20/51			20/51					
第5部		全									
第6部							全	全	全	全	全

（備　考）

1　分配事件数は、申立書ごとに１件と数えることとし、事件区分の異なる申立てが１通の申立書でなされた場合は、事件番号が先の事件区分（遺産分割と寄与分を定める申立てについては、遺産分割事件による。）により分配する。ただし、同時に申立てられた相続放棄申述事件及び特別代理人選任事件については、２通以上の申立書によるものでも１通の申立書によりなされたものとみなす。

2　財産管理事件とは、不在者の財産管理人の選任事件及び相続人不存在の場合における相続財産清算人の選任事件をいい、前者には権限外行為許可、報酬付与、不在者の財産管理に関する処分事件を、後者には権限外行為許可、報酬付与、相続人捜索の公告、相続財産の分与、相続財産の清算に関する処分事件を含む。

3　後見等関係事件とは、未成年後見関係事件、成年後見関係事件、任意後見関係事件及びこれらを本案とする保全処分事件並びに未成年後見人が当該未成年者を養子とする場合の養子縁組許可事件、成年後見人が当該被後見人を養子とする場合の養子縁組許可事件、未成年後見人と当該未成年者が利益相反する場合の特別代理人選任事件、成年後見人と当該被後見人が利益相反する場合の特別代理人選任事件及び後見人等であった者が民法第８９７条の２第１項の処分を求める事件をいう。

4　子の返還に関する事件とは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の返還申立事件、出国禁止命令申立事件及び旅券提出命令申立事件並びに同法に基づき外国返還援助決定若しくは日本国面会交流援助決定を受けた者又は子の返還の申立てをした者が、子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める審判事件及び調停事件をいう。

5　子を巡る保全処分とは、子の引渡し、子の監護者の指定又は変更、親権者

の指定又は変更事件を本案として申立てられた子を巡る審判前の保全処分事件をいう。

6　渉外事件とは、当事者（事件本人を含む。）の全部又は一部が日本の国籍を有しないものである事件（相続放棄等事件を除く。）及び被相続人が日本の国籍を有しない相続放棄等事件をいう。ただし、遺産分割事件、就籍事件、即日審判事件、財産管理事件、後見等関係事件及び子の返還に関する事件を除く。

7　即日調停事件とは、東京高等裁判所又は東京地方裁判所が記録送付の当日に調停成立が可能であるとして東京家庭裁判所の調停に付した事件をいう。

8　人事訴訟関係事件とは、人事訴訟事件、人事訴訟の原因である事実から生じた損害賠償請求事件、これらを本案とする保全命令事件をいう。

（別紙第２の２）

家　事　部　事　件　分　配　割　合　表

事件区分（部）	係	審判																										渉外							調停					人事訴訟関係事件				
		財産管理	後見等関係事件	子の返還に関する事件	相続放棄・限定承認・期間伸長等	子の氏変更	保護者選任・順位変更、扶養義務者設定・取消	特別代理人選任	養子縁組許可	死後離縁許可	特別養子縁組の成立・同離縁	失踪宣告・同取消	戸籍訂正	就籍	性別の取扱いの変更	相続財産の保存に関する処分（民法897条の2）	遺言の確認	遺言書の検認	遺言執行者の選任・辞任許可・遺言執行者に対する報酬の付与	遺言執行者の解任	遺留分放棄許可	遺留分算定合意許可	児童福祉法28条1項・親権喪失・停止・管理権喪失・同取消	児童福祉法28条2項ただし書	児童福祉法33条5項	遺産分割・寄与分・遺産の分割の禁止・特別の寄与	その他の別表第二	子を巡る保全処分	養子縁組許可、特別養子縁組の成立・同離縁	児童福祉法28条1項・親権喪失・停止・管理権喪失・同取消	児童福祉法28条2項ただし書	児童福祉法33条5項	その他の別表第一	別表第二	その他	遺産分割・寄与分・遺産の分割の禁止・特別の寄与	その他の別表第二	即日調停・その他	渉外	その他	人事訴訟事件	損害賠償請求事件	民事保全事件	請求異議事件	その他（保全異議等）
第1部	1	全																																											
第1部	2		全																																										
第1部	3			全																																		全							
第2部					1/3	5/14	2/5	2/5	2/5	2/5	2/5	2/5	2/5	2/5	1/3	2/5	2/5	20/51	2/5	2/5	2/5	2/5	20/49	20/49	20/49		20/51	20/51							20/51		20/51			20/51					
第3部					1/3	4/14	1/5	1/5	1/5	1/5	1/5	1/5	1/5	1/5	1/3	1/5	1/5	11/51	1/5	1/5	1/5	1/5	9/49	9/49	9/49		11/51	11/51	全	全	全	全	全	全	11/51		11/51		全	11/51					
第4部					1/3	5/14	2/5	2/5	2/5	2/5	2/5	2/5	2/5	2/5	1/3	2/5	2/5	20/51	2/5	2/5	2/5	2/5	20/49	20/49	20/49		20/51	20/51							20/51		20/51			20/51					
第5部																										全										全									
第6部																																									全	全	全	全	全

（別紙第３）

少　年　事　件　分　配　基　準

第１　少年の保護事件

１　身柄事件

(1)　少年部の裁判官（所長代行者を除く。）が事件送致日に観護措置（少年法１７条１項２号の措置をいう。）をとった事件は、事件分配前に移送・回付となった事件を除き、同裁判官の本務の部に分配する。

(2)　(1)の裁判官以外の裁判官が事件送致日に観護措置をとった事件及び移送・回付を受けた事件で受理時に観護措置がとられているものは、(1)の事件と合わせた事件の数が第１部に２分の１、第２部に２分の１の割合となるように、順次分配する。

(3)　交通事件（道路交通法違反、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反、道路運送車両法違反、道路整備特別措置法違反、自動車損害賠償保障法違反事件、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律所定の事件、車両等の運転による刑法２０９条から２１１条までの事件（運転者以外の車両の同乗者によるドアの開閉に基づく事件を含む。）をいう。）については、(1)及び(2)に関わらず、第４部に分配する。

２　在宅事件

(1)　少年部の裁判官が事件送致日に観護措置のための手続を行った上で同措置をとらなかった事件は、同手続を行った裁判官の本務の部に分配する。

(2)　(1)の事件以外の一般事件（交通事件以外の事件をいう。）は、第１部に５分の２、第２部に５分の２、第３部に５分の１の割合で、順次分配する。ただし、一般事件の簡易送致事件は、記録ごとに一括して、第１部、第２部及び第３部に順次分配する。

(3) 交通事件については、(1)及び(2)に関わらず、第４部に分配する。交通事件の簡易送致事件も同様とする。

3　１及び２の特例

(1) 一般事件と交通事件が併せて送致されたときは、一般事件として分配する。

(2) 一般事件であって、当該少年の前件（簡易送致事件を除く。）が係属している事件（後件）を受理した場合の分配は、次のとおりとする。

ア　前件が身柄事件（在宅事件の事件分配後に観護措置がとられたものを含む。）であるときは、前件の係属部に後件を分配する。

イ　前件が在宅事件、後件が身柄事件であるときは、後件を分配する部に前件を分配替えする。

ウ　前件及び後件が在宅事件であるときは、前件の係属部に後件を分配する。

(3) 一つの記録で複数の少年の一般事件を受理したときは、一括して分配する。ただし、その全部又は一部の少年の事件が(2)に該当する場合には、当該少年の事件は、(2)に従って分配する。

(4) 調査官報告事件（再起事件を含む。）は、当該事件の立件を命じた裁判官の本務の部に分配する。

(5) 少年法５５条による移送を受けた事件は、その少年について少年法２０条１項の決定をした裁判官の部には分配しない。

4　観護措置等

(1) 当番裁判官の割当ては、平日（裁判所の休日以外の日）については少年部の裁判官の協議により、裁判所の休日については少年部及び家事部の裁判官の協議により、それぞれ定める。

(2) 当番裁判官は、当日に受理した少年及び緊急同行状の執行により休日に同行された少年に係る観護措置、令状に関する事務（休日については、同行状の発付を含む。）を処理する。

第２　準少年保護事件、少年審判雑事件、共助事件

１　準少年保護事件は、当該事件に係る保護処分決定をした部に分配する。

２　少年審判雑事件は、最も近い時期に当該少年の審判をした部に分配する。

３　共助事件は、少年部の裁判官の協議により第１部又は第２部に分配する。

第３　事件分配の変更等

第１及び第２の定めによる分配が相当でない場合又は分配替えを相当とする場合は、関係部の協議により、分配を変更し、又は分配替えすることができる。

(別紙第4)

家事部

部・係		審　判	調　停	訴訟等
第1部	合　議	随　時		随　時
	第1係	随　時		随　時
	第2係	随　時		随　時
	第3係	随　時	随　時	随　時
第2部	合　議	随　時		随　時
	第2A係	月(午前)・木	月(午後)・水・金	随　時
	第2B係	月(午後)・水	月(午前)・火・木	随　時
	第3係	火・金(午後)	月・水・金(午前)	随　時
	第4係	水・金(午前)	火・木・金(午後)	随　時
	第5係	火・木(午前)	水・木(午後)・金	随　時
	第6係	水・木(午後)	月・火・木(午前)	随　時
	第7係	火・金(午後)	月・水・金(午前)	随　時
第3部	合　議	随　時		随　時
	第1A係	月・木・金(午後)	月・水・金(午前)	随　時
	第1B係	月・木・金(午後)	月・水・金(午前)	随　時
	第2A係	火・金(午後)	月・水・金(午前)	随　時
	第2B係	水・金(午前)	火・木・金(午後)	随　時
	第3係	月・木(午前)	火・木(午後)・金	随　時
	第4係	月・金(午前)	火・木・金(午後)	随　時
第4部	合　議	随　時		随　時
	第2係	水・金(午後)	火・木・金(午前)	随　時
	第3A係	月・木(午後)	火・木(午前)・金	随　時
	第3B係	火・木(午前)	月・水・木(午後)	随　時
	第4係	火・金(午前)	月・水・金(午後)	随　時
	第5係	火・金(午後)	月・水・金(午前)	随　時
	第6係	水・金(午前)	火・木・金(午後)	随　時
	第7係	木・金(午前)	月・水・金(午後)	随　時
第5部	合　議	随　時		随　時
	第1係	月・金(午前)	火・木・金(午後)	随　時
	第2係	木・金(午後)	月・水・金(午前)	随　時
	第3係	月・金(午前)	火・木・金(午後)	随　時
	第4係	火・金(午後)	月・水・金(午前)	随　時
	第5係	水・金(午後)	月・木・金(午前)	随　時
第6部	合　議			月
	第1係			火・木
	第2係			水・金
	第3係			火・木
	第4係			水・金
	第5係			火・水
	第6係			月・木
	第7係			水・金
	第8係			火・木
	第9係			月・金

（別紙第５の１）

裁判官配置構成表

立川支部

部	裁判官の配置		代理順序
家事部	総括判事	馬場純夫	
	判事	田村政巳	1
	判事	山田健男	2
	判事	髙宮園美	3
	判事	小林愛子	4
	判事	久次良奈子	5
	判事	多田尚史	6
	判事	藤田壮	7
	判事補	金子茉由	8
	判事補	滝嶌秀輝	9
少年部	総括判事	金澤秀樹	
	判事	前澤久美子	1
	（兼）判事	久次良奈子	2
	判事補	佐藤元	3

（別紙第５の２）

家 事 部 開 廷 日 割 表

立川支部

部・係	審　判	調　停	訴訟等
合　議	随　時		随　時
第２係	月・水	火・水・金	随　時
第３係	水・木	火・水・金	随　時
第４係	水・金	月・水・木	随　時
第５係	火・水	月・水・木	随　時
第６A係	月・火	水・木	随　時
第６B係	木	火・金	随　時
第６C係	金	月・木	随　時
第７係			随　時
第８係			随　時

（別紙第６）

1　八丈島出張所

事　　務	担当部係	担当月	開廷日	備　　考
家事事件	４　部　６　係	１、２、３月	随　時	本庁からてん補
	１　部　２　係	４、５、６月		
	２　部　２Ａ係	７、８、９月		
	２　部　３　係	10、11、12月		

2　伊豆大島出張所

事　　務	担当部係	担当月	開廷日	備　　考
家事事件	２　部　６　係	１、２月	随　時	本庁からてん補
	５　部　５　係	３、４月		
	１　部　２　係	５、６月		
	１　部　２　係	７、８月		
	２　部　２Ｂ係	９、10月		
	２　部　４　係	11、12月		

（別紙第７）

第１順位	部総括裁判官	田口治美
第２順位	部総括裁判官	西野吾一
第３順位	部総括裁判官	佐藤英彦
第４順位	部総括裁判官	村主幸子
第５順位	部総括裁判官	廣澤　諭
第６順位	部総括裁判官	新田和憲
第７順位	部総括裁判官	神野泰一
第８順位	部総括裁判官	鈴木義和

（別紙第８）

第１順位	部総括裁判官	馬　場　純　夫
第２順位	裁　判　官	田　村　政　巳
第３順位	裁　判　官	山　田　健　男